

全労金2014春季生活闘争ニュース第12号

《合意速報No. 1》

静岡労組が金庫との交渉で基本合意を表明しました！

静岡労組は、3月20日、団体交渉の開催後、闘争委員会、並びに、拡大闘争委員会を開催し、基本合意を確認しました。内容は、①職員・準職員の賃金は、2014年4月1日における賃金表に基づく定期昇給を実施、②正職員の一時金は、4.8ヵ月（要求通り）。なお、0.1ヵ月は、アール・ワン移行に対する職員の協力と努力および次年度の安定稼働に対する期待として支給、③準職員の一時金は、2.8ヵ月（要求通り）。なお、0.1ヵ月は正職員と同様、④LBパートナー職員は、i フルタイム勤務者は、1.0ヵ月に、正職員と同様の理由で、0.1ヵ月相当の15,000円を加えて支給（要求は1.1ヵ月。実質的には要求通り）、ii 短時間勤務者は、正職員と同様の理由で、0.1ヵ月相当の15,000円を支給（要求は昨年支給実績に0.1ヵ月相当を上乗せること。要求を上回る内容）、⑤嘱託職員は、正職員と同様の理由で、0.1ヵ月分を上乗せして支給（要求は昨年支給実績に0.1ヵ月相当を上乗せること。要求通り）、とするものです。

団体交渉で金庫からは、「回答にあたっては、①アール・ワンシステム移行に伴う緊急対応を含めた2013年度の職員の協力・努力、②アール・ワンシステムの定着等に向けた次年度に対する職員の取り組みへの期待、③金庫業績見通しと収益状況、の3つの視点を持って、慎重に検討を重ねてきた。特に、今期は、アール・ワンシステム移行に伴う特別対応として、雇用形態に関わらず、全員で奮闘してもらった事実がある。また、来期以降も全員で乗り切っていく期待を含め、職員の努力・協力・期待に最大限重きを置いた回答であることを理解して欲しい」等の見解が表明されました。

鈴木闘争委員長は、「3月5日の要求書提出以降、計5回の労使交渉にわたり議論を積み重ね、本日、要求内容に対して満額回答が示されたことに、先ずもってお礼申し上げる。理事長・常務からも金庫判断の主旨が示されたが、『巨額の資金を投じた巨大プロジェクト』であり、『失敗することがあれば行政指導を免れないという緊張感』の中で進んだアール・ワンシステム移行に対する職員の努力と協力、また、アール・ワンシステムの安定稼働、経営改革プロジェクトを起点とした新たな取り組みに対する期待として、厳しい収益環境ではあったものの、金庫としての英断がなされたものと認識している。2014年度は、アール・ワンシステムを活用した各種施策や経営改革プロジェクトを実践していくことになるが、適正な人員を大きく下回る中で事業を展開することとなり、より一層の職員の努力と協力を求めなければならないと認識している。回答書に示されているように『職員力の発揮』『労使の意識のベクトルあわせ』を通じて、厳しい難局を乗り越えていくために

も、労使共々真摯な姿勢による制度協議を進めていきたいと考えている。回答内容については、基本合意の方向で、闘争委員会・拡大闘争委員会に諮る扱いとはなるが、3月25日の回答期限を待つことなく、要求に対する満額回答を示した静岡県労働金庫代表者の英断に感謝申し上げ、闘争委員会を代表しての挨拶とする」等を表明しました。

なお、単組は、①金庫としても、「早期解決」や職員の奮闘、次年度課題に向けた対応に対する期待を込めて最大限検討した内容であり、現時点で示されている内容は、満額回答であると認識している、②正職員・準職員の一時金の表記について、この間、金庫からは、「協力手当 0.1ヵ月」との考え方が示され、「業績手当」とは区別した支給方法が示されていた。しかし、単組は、「経営指標や事業計画等の的確な分析とあわせて、この間の職員の頑張りと今後の事業見通し、職員・組合員のモチベーションを高める効果等も十分に踏まえる」という姿勢で交渉を重ねた結果、但し書きはあるものの、業績手当 0.8ヵ月との回答が示された、③LBパートナー（フルタイム・短時間）については、LBパートナー（フルタイム）の 0.1ヵ月分であること、対応している業務は同一業務であり、勤務時間の違いで格差を生じさせたくないとする金庫の見解とともに、勤務時間に関わらず、フルタイムを基準に一律支給すること等を踏まえ、実質的には満額である、④その他、すべての嘱託職員については、要求通りである、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：1単組（3月20日現在）

静岡

以 上